


高等教育の修学支援新制度
日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金ガイド


2026年3月18日作成


目次

| | |
|----------------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| (1) 申込みについて | 1 |
| (2) 家計急変採用について | 1 |
| 2. 年間スケジュール | 2 |
| 3. 高等教育の修学支援新制度とは | 3 |
| (1) 多子世帯支援について | 3 |
| (2) 給付奨学金と授業料等減免について | 3 |
| (3) 支援区分の判定方法 | 4 |
| (4) 支援期間 | 5 |
| 4. 授業料等減免 | 6 |
| 5. 給付奨学金の手続き | 9 |
| (1) 適格認定（家計） | 9 |
| (2) 適格認定（学業） | 10 |
| (3) 在籍報告（4月） | 11 |
| (4) 支援区分及び授業料減免区分の決定方法 | 12 |
| (5) 第一種奨学金の併給調整 | 14 |
| (6) 自宅外通学 | 14 |
| (7) 奨学生証及びスカラネット・パーソナルについて | 15 |
| (8) 異動の手続きについて | 15 |
| (9) 奨学金の振込 | 15 |

凡例

 : 入学料・授業料減免関係

 : 給付奨学金関係

 : 詳細や参考ページ

【本ガイドに関する問い合わせ先】
北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当
syogaku@academic.hokudai.ac.jp

1. はじめに

本ガイドは、学生が制度の全体像を理解できるよう、制度を利用するうえで最低限知っておくべき事項をまとめたものです。詳細な条件や注意事項については省略している場合があります。必ず日本学生支援機構（以下「JASSO」という）のホームページや奨学金案内、文部科学省のホームページもあわせて確認してください。

入学金減免と授業料減免（以下「授業料等減免」）という）および給付奨学金は、大学で学ぶ意欲を持つ学生を支援する制度です。制度の内容は必ず学生本人が理解し、手続きも学生本人が行ってください。また、学業成績が基準を満たさない場合や、手続きを行わなかった場合には、支援が停止または打ち切られことがあります。国費による支援を受けている自覚と責任をもち、期限までに必要な手続きを確実に行うとともに、学業に励んでください。

高等教育の修学支援新制度

[文部科学省ホームページ](#)

JASSO 給付奨学金

[JASSO ホームページ](#)

[給付奨学生のしおり](#)

（1）申込みについて

本ガイドでは、申込み方法や対象者の要件については説明していません。詳細は、別途案内する「日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）の申込み手引き」を確認してください。

前期分は **4月**、後期分は **9月** に申込みを受け付ける予定です。

※詳細は Unire および本学ホームページで案内します。

（2）家計急変採用について

予期できない特定の事由により家計が急変した場合は、家計急変採用に申し込むことができます。通常の申込み（定期採用）は春（前期分）と秋（後期分）の年2回ですが、家計急変採用は通年で受け付けています。次の事由に該当する場合は、総合教育棟（R8.4名称変更）4番窓口にご相談してください。必要な証明書類等について案内します。原則として、事由が発生してから3ヶ月以内に申し込みが必要です。やむを得ない事情により3ヶ月以内に申し込みできなかった場合は、必ず相談してください。

【家計急変事由】

事由A：生計維持者の死亡

事由B：生計維持者が事故又は病気により、3ヶ月以上、就労が困難

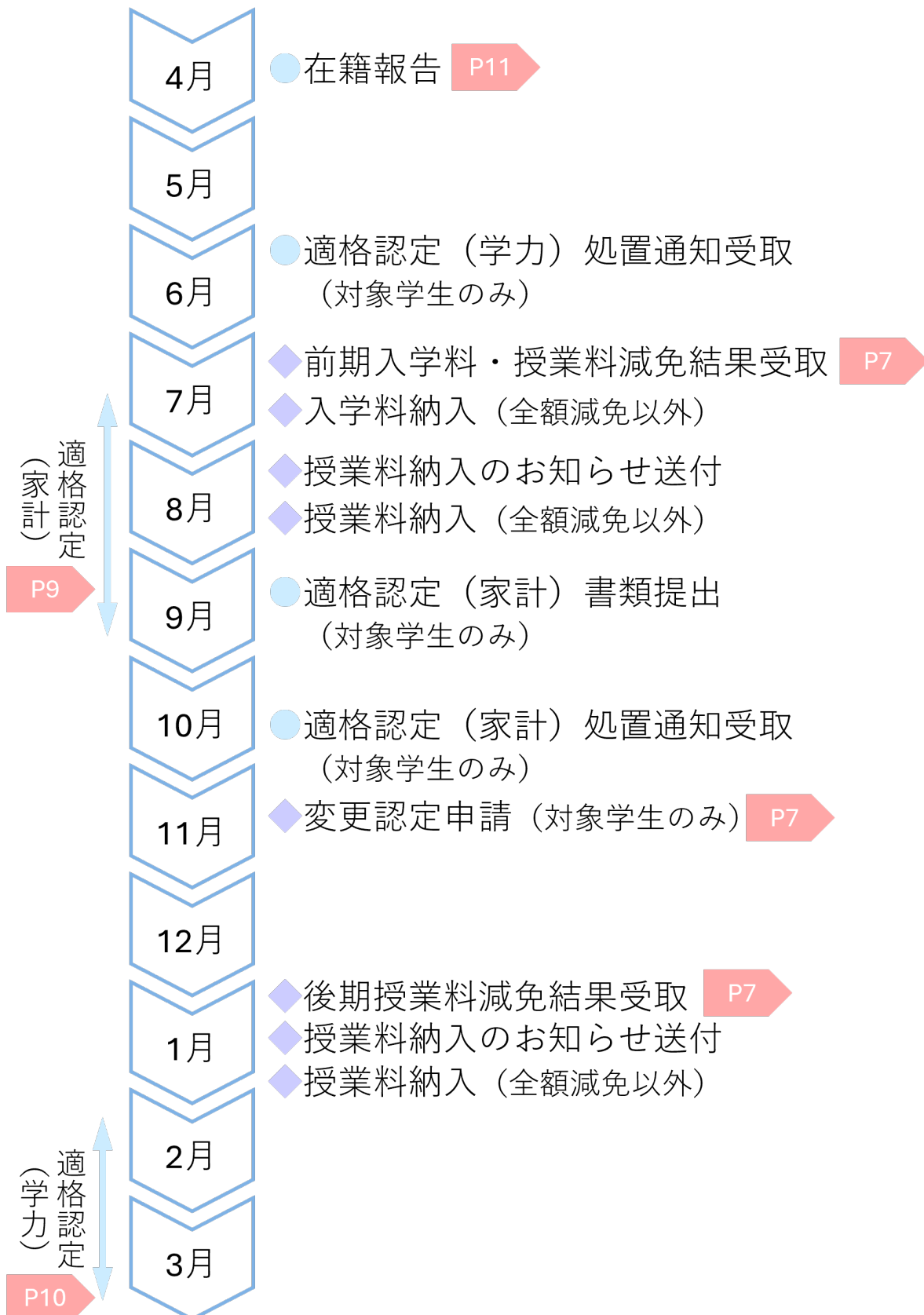
事由C：生計維持者が失職（非自発的失業の場合に限る）

事由D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災

事由E：学生等本人が父母等による暴力等から避難

2. 年間スケジュール

各手続きの詳細は、記載のページを確認してください。



3. 高等教育の修学支援新制度とは

高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」といいます）とは、文部科学省で実施する、**返還を要しない給付奨学金**（以下「給付奨学金」という）と**授業料等減免**による支援制度です。支援の対象は学部生（留学生を除く）であり、大学院生は支援の対象外です。

新制度による支援を受けるには、JASSOの給付奨学生（以下「給付奨学生」といいます）として採用される必要があります。給付奨学金の支援額および授業料等減免の減免額は、家計状況や扶養状況等に基づき判定される給付奨学金の支援区分によって決定されます。

（1）多子世帯支援について

2025年度から支援対象が拡大され、**扶養する子どもが3人以上の世帯（多子世帯）**の学生については、**所得制限に関係なく授業料等減免を受けられる**ようになりました。家計基準を満たさない場合は給付奨学金の支給はありませんが、授業料等減免のみ受けることができます。この場合でも、給付奨学生としての手続きが必要ですので、**給付奨学金の申込み手続きを忘れずに行ってください**。

【多子世帯の要件】

- ・学生が生計維持者（原則父母）に扶養されている子どもであること
- ・学生の生計維持者（原則父母）全員の市町村民税情報における扶養親族の数（生計維持者よりも年下の人）の合計が3人以上であること

（2）給付奨学金と授業料等減免について

新制度の支援内容は、家計状況や扶養状況、通学形態によって異なります。また、支援内容は定期的に見直しが行われるため、学期ごとに支援額が変更されたり、支援が停止する可能性があります。

| 支援区分 | 多子世帯以外 | | | 多子世帯 | | |
|------|-----------|---------|---------------|-----------|---------|---------------|
| | 給付奨学金（月額） | | 入学科・ 授業料減免 | 給付奨学金（月額） | | 入学科・ 授業料減免 |
| 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | | 自宅外通学 | | |
| 第Ⅰ区分 | 29,200円 | 66,700円 | 全額減免 | 29,200円 | 66,700円 | 全額減免 |
| 第Ⅱ区分 | 19,500円 | 44,500円 | 2/3減免 | 19,500円 | 44,500円 | 全額減免 |
| 第Ⅲ区分 | 9,800円 | 22,300円 | 1/3減免 | 9,800円 | 22,300円 | 全額減免 |
| 第Ⅳ区分 | × | × | × | 7,300円 | 16,700円 | 全額減免 |
| 区分外 | × | × | × | × | × | 全額減免 |

支援区分ごとの給付奨学金金額

[JASSO ホームページ](#)

(3) 支援区分の判定方法

第I区分～第IV区分（家計状況）と、多子世帯かどうか（扶養状況）の組み合わせによって支援区分が決定されます。判定には、申込み時に提出したマイナンバーから取得した住民税情報と、申込み時または在籍報告で申告した資産額を用います。

■家計基準の判定

前期：前々年（1月1日～12月31日）の収入に基づく前年度の住民税情報

後期：前年（1月1日～12月31日）の収入に基づく当年度の住民税情報

家計基準

[JASSO ホームページ](#)

■多子世帯の判定

前期：前々年12月31日時点の生計維持者が扶養している子どもの数

後期：前年12月31日時点の生計維持者が扶養している子どもの数

多子世帯支援について

[JASSO ホームページ](#)

■資産基準

学生自身と生計維持者の資産額の合計が5,000万円未満

※多子世帯の授業料等減免については3億円未満

直近の情報が使われるわけではありませんので、ご注意ください。

【判定に使用する情報の対象年】

| 年度 | 前期 | | 後期 | |
|--------|-------|-------------|-------|-------------|
| | 家計 | 多子世帯（扶養） | 家計 | 多子世帯（扶養） |
| 2026年度 | 2024年 | 2024年12月31日 | 2025年 | 2025年12月31日 |
| 2027年度 | 2025年 | 2025年12月31日 | 2026年 | 2026年12月31日 |
| 2028年度 | 2026年 | 2026年12月31日 | 2027年 | 2027年12月31日 |
| 2029年度 | 2027年 | 2027年12月31日 | 2028年 | 2028年12月31日 |
| 2030年度 | 2028年 | 2028年12月31日 | 2029年 | 2029年12月31日 |
| 2031年度 | 2029年 | 2029年12月31日 | 2030年 | 2030年12月31日 |

<例>2026年度の場合

前期：2024年1月1日～12月31日の収入に基づく2025年度の住民税情報

2024年12月31日時点の扶養している子どもの数

後期：2025年1月1日～12月31日の収入に基づく2026年度の住民税情報

2025年12月31日時点の扶養している子どもの数

(4) 支援期間

給付奨学金及び授業料等減免の支援を受けられる期間は、原則として入学から通算して4年間（6年制の学部学科は6年間）です。

■支援期間の数え方

- ・在学中に給付奨学金に申し込んだ場合でも、支援期間は入学時から数えて4年間（または6年間）となります。
- ・休学期間は支援期間に含まれません。
休学期間は給付奨学金や授業料等減免の支援を「休止」するため、支援を受けられる期間が後ろ倒しになります。
- ・停止期間（学業成績による停止、支援区分対象外等）は支援期間に含まれます。

<例>1年次に半年間休学した場合

| 学年 | 前期 | 後期 |
|-----|----------------------------------|-----------|
| 1年次 | 支援対象 | 休止（休学による） |
| 1年次 | 支援対象 | 支援対象 |
| 2年次 | 支援対象 | 支援対象 |
| 3年次 | 支援対象 | 支援対象 |
| 4年次 | 支援対象 ※支援期間が4年となり、 前期末で満期終了 | 支援対象外 |

←休学による留年

4. 授業料等減免

授業料等減免は、JASSO が判定する給付奨学金の支援区分に基づいて決定されます。減免区分は学期ごとに判定され、支援区分に応じて減免割合が決まります。

■支援区分と減免区分の関係

減免区分は、給付奨学金の支援区分に基づいて決定します。

| 給付奨学金の支援区分 | 減免区分 |
|------------------------------|--------|
| 第Ⅰ区分 第Ⅰ～Ⅳ区分（多子世帯） 多子世帯 | 全額減免 |
| 第Ⅱ区分 | 2/3 減免 |
| 第Ⅲ区分 | 1/3 減免 |
| 支援区分対象外 | 不許可 |

減免区分の決定方法

[本ガイド P4](#)

■申請

- 新制度に初めて申請する場合：給付奨学金の申込みが必要です。
- すでに給付奨学生として採用されている場合：減免申請は不要です。

■授業料減免の判定対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合は、授業料減免の判定対象外となります。授業料の納入も猶予されませんので、通常の授業料請求月（前期：5月、後期：11月）に届く「授業料納入のお知らせ」を確認し、期限までに納入してください。

【授業料減免の対象外となる場合】

- ① 各学期の前に給付奨学金が満期終了となっている場合
- ② 【前期のみ】前年度の適格認定（家計）で停止になっている場合
- ③ 【後期のみ】前年度の適格認定（学力）で廃止・停止になっている場合

<例>2026年度の場合

対象：授業料減免の判定対象です。判定結果が不許可となる場合もあります。

対象外：授業料減免の判定対象外です。通常の授業料請求月に授業料の納入が必要です。

| | 2026年度前期 | 2026年度後期 |
|----------------------|-----------|-------------|
| 2026年9月末で満期 | 対象 | 対象外 (①) |
| 2026年11月～2027年3月を休学 | 対象 | 対象 (10月分のみ) |
| 2025年10月から支援区分対象外で停止 | 対象外 (②) | 対象 |
| 2026年3月末で廃止 | 対象 (不許可※) | 対象外 (③) |
| 2026年4月から学業成績で停止 | 対象 (不許可※) | 対象外 (③) |

※判定結果は告知されますが、廃止・停止中のため「不許可」となります。

■判定結果の通知

授業料等減免の判定結果は、**学期ごと**に告知します。決定通知書は Unire 上で交付しますので、必ず確認してください。

【告知時期】

前期分：7月頃 後期分：1月頃

※給付奨学金の選考に時間がかかっている場合など、判定結果の告知が遅れることがあります。

■入学料の納入

入学料減免の判定結果が**全額減免以外**となった場合は、判定結果の告知日から起算して **14 日以内**に納入する必要があります。期限までに入学料を納付しない場合は、**除籍**となります。

納入方法は、決定通知に記載されている指示に従ってください。

■授業料の納入

授業料減免の判定結果が**全額減免以外**となった場合は、保証書の「請求書の送付先」に登録されている住所へ「授業料納入のお知らせ」を送付します。振込依頼書による納付の場合は振込用紙、口座振替による納付の場合は引落としに関する情報が届きます。

【授業料納入のお知らせ送付時期・納付期限】

| 学期 | 授業料納入のお知らせ | 納付期限 | 振込期限 |
|----|------------|--------------------|------|
| 前期 | 8月中旬 | 8月27日（土日祝の場合は翌営業日） | 8月末 |
| 後期 | 1月中旬 | 1月27日（土日祝の場合は翌営業日） | 1月末 |

納入方法、口座振替の手続きについて

[北海道大学ホームページ](#)

■変更認定申請

支援区分の見直しにより、次のいずれかに該当する場合は、**変更認定申請**を行う必要があります。対象者には10月～11月頃にお知らせしますので、Unire 上で申請してください。これは、授業料減免の根拠となる支援区分が変更されることに伴う申請です。**必ず指定された期日までに申請**を行ってください。

・対象者（①または②のいずれか）

① 新しく「多子世帯」と認定された場合

前期の支援区分：「第Ⅰ区分～第Ⅲ区分」

後期の支援区分：「第Ⅰ区分～第Ⅳ区分（多子世帯）」または「多子世帯」

② 「多子世帯」の認定がなくなった場合

前期の支援区分：「第Ⅰ区分～第Ⅳ区分（多子世帯）」または「多子世帯」

後期の支援区分：「第Ⅰ区分～第Ⅲ区分」

※支援区分が「停止」に変更になった場合は対象外です。

■ 給付奨学金が休止または停止となった場合の授業料減免の取扱い

給付奨学金が休止または停止となった場合、授業料減免は次のとおり取り扱います。

| 給付奨学金の状態 | 授業料減免 |
|--|-------|
| 併給不可の民間奨学金等を受給するため、給付奨学金を本人都合で停止している場合 | 対象 |
| 休学のため給付奨学金を休止中 | 対象外 |
| 学業成績により給付奨学金が停止中 | 対象外 |
| 家計審査で給付奨学金が支援区分対象外 | 対象外 |

■ 学期途中で支援期間が満期となる場合の減免について

過去の休学等により、給付奨学金の満期（支援終了）が学期途中となる場合は、その月までしか授業料減免を受けられません。

<例>

2026年10月から2027年2月までの支援区分は第Ⅱ区分で、
給付奨学金の満期（支援終了）が2027年2月の場合
⇒後期の授業料減免：10月から2月までは2/3減免、3月は減免なし

給付奨学金の支援期間

[本ガイド P5](#)

■ 学期途中で休退学する場合

休退学を願い出る時期等によっては、学期途中で休退学する場合であっても、その学期の授業料が満額発生する場合と、月割りでの算定が可能な場合があります。学期途中で休退学を検討している場合は、早めに所属学部へ相談してください。いずれの場合であっても、新制度による支援は在学している月分のみ受けられます（休止期間中は支援を受けられません）。

■（参考）北海道大学独自の入学料減免（徴収猶予）・授業料減免

本ガイドで説明している新制度とは別に、本学独自の入学料減免（徴収猶予）及び授業料減免〈独自制度〉を実施しています。基本的には、新制度の対象外となる学部留学生や大学院生が対象です。詳細は本学ホームページでご確認ください。

独自制度

[北海道大学ホームページ](#)

5. 給付奨学金の手続き

(1) 適格認定（家計）

適格認定（家計）は、毎年夏から秋にかけて実施する手続きで、学生本人および生計維持者の収入状況等をもとに、10月以降に適用される支援区分を見直すものです。通常、この手続きのために学生が新たに提出する書類はありません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、大学から個別に連絡し、追加書類の提出をお願いすることがあります。

- ・奨学金申込時にマイナンバーを提出していない場合
- ・マイナンバーから住民税情報を取得できなかった場合
- ・生活保護受給証明書の提出が必要な場合

追加書類の提出を依頼された場合は、大学からの案内に従い、指定された期限内に必ず提出してください。期限までの提出が確認できない場合、給付奨学金は「停止」となりますので注意してください。

【適格認定（家計）で使用する情報】

1. 学生本人と生計維持者の住民税情報（奨学金申込み時に提出したマイナンバーより取得）
2. 在籍報告（採用年度は申込時）で報告した内容
 - ・資産額
 - ・扶養親族数

■支援区分の適用時期と確認方法

- ・適格認定により見直された支援区分は、10月から適用されます。
- ・判定結果は、9月上旬頃からスカラネット・パーソナルで確認できます。
- ・給付奨学金が「停止」となった場合には、10～11月頃に大学から通知書をお渡しします。

■多子世帯の判定について

多子世帯と判定されるためには、次の2つの条件をいずれも満たしている必要があります。多子世帯と判定されなかった場合は、全ての条件を満たしているか確認してください。

学生が申告した扶養親族数が3人以上

- ・当該年度予約採用の採用者
→進学届
- ・当該年度在学採用の採用者
→申込み時
- ・過年度採用者
→4月の在籍報告

住民税情報で多子世帯と判定できる

- ① 生計維持者の扶養親族数が3人以上
- ② 学生本人が生計維持者に扶養されている

税情報が誤っていた場合

[税の更正に関する申告](#)

(JASSO ホームページ)

詳しく知りたい

[JASSO ホームページ](#)

(2) 適格認定（学業）

適格認定（学業）は、毎年度末に実施される審査で、その年度の学業成績等が基準を満たしているかどうかを判定するものです。学生が行う手続きは基本的にありませんが、必要に応じて所属学部の指示に従ってください。

判定結果は、「継続」「警告」「停止」「廃止」のいずれかとなります。「警告」「停止」「廃止」の認定を受けた場合は、翌年度5月～6月頃に通知書をお渡しします。

【認定区分と基準】

| 区分 | 処置 | 基準 |
|----|---|---|
| 継続 | 翌年度も支援が 継続 します。 | 次の3つのいずれにも該当しない |
| 警告 | 翌年度も支援は 継続 します。 次回の適格認定で再度「警告」となった場合は、「停止」または「廃止」となります。 | <ul style="list-style-type: none">・修得単位数の合計数が標準修得単位数の7割以下である場合・GPAが所属する学部・学科で下位1/4の場合・出席率8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合 |
| 停止 | 翌年度の支援を 停止 します。 次回の適格認定で「廃止」「警告」の基準に該当しなかった場合は、「復活」します。 | <ul style="list-style-type: none">・2回連続して「警告」となり、そのうち2回目の「警告」の理由が「GPA等が下位1/4」のみの場合 (ただし、3回連続で「警告」となった場合を除く) |
| 廃止 | 給付奨学生の 認定を取り消 します。 以降、給付奨学金及び授業料減免は受けられません。 ※学業成績が著しく不良の場合は、支給した奨学金の返還を求められる場合があります。 | <ul style="list-style-type: none">・修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合・修得単位数の合計が標準修得単位数の6割以下である場合・出席率が6割以下など学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合・連続して「警告」に該当した場合（ただし、「停止」に該当する場合を除く） |

■やむを得ない事情がある場合の特例措置について

災害、傷病など、やむを得ない事情により、「警告」「停止」「廃止」に該当した場合であっても、証明書類の提出により、当該認定が変更となる場合があります。そのような事情がある場合は、早めに所属学部に相談してください。

※必ず特例措置認められるわけではありません。

詳しく知りたい

[JASSO ホームページ](#)

(3) 在籍報告 (4月)

在籍報告は、在籍状況や通学形態について、**年1回4月にインターネット（スカラネット・パーソナル）**を通じて報告する手続きです。大学から案内する**入力期限までに必ず報告**してください。期限までに報告しなかった場合は、給付奨学金の支給が停止となります。入力期限等の案内は4月にUnire等で連絡します。

■対象者

給付奨学生**全員**（停止、休止中の場合も含む）

※採用年度は提出不要です。

■在籍報告で入力する内容

- ・在籍状況
- ・生計維持者情報
- ・扶養親族の情報
- ・住所情報
- ・通学形態
- ・資産情報 等

これらの情報は、10月の支援区分の見直し（適格認定（家計））でも使用します。入力を間違えると支援区分が正しく判定されず、**本来受けられるはずの支援が受けられない**可能性があります。必ず正確に入力してください。

■よくある誤り

扶養親族の情報の入力ミス

扶養親族の情報を誤って入力し、本来は「多子世帯」であるにも関わらず、「多子世帯」と判定されなかった事例が多く発生しています。住民税情報では3人以上の子を扶養していることが確認できる場合でも、在籍報告で扶養親族を3人以上と報告しなければ、多子世帯とは判定されません。正しく入力できているか、よく確認してください。

詳しく知りたい

[JASSO ホームページ](#)

(4) 支援区分及び授業料減免区分の決定方法

適格認定（学力・家計）により、支援区分及び授業料減免区分が決まります。適格認定を実施する時期は学力、家計で異なっており、学期ごとに判定で使用する情報が変わります。そのため、授業料減免の判定は学期ごとに行いますので、必ず毎学期結果を確認してください。

■学力

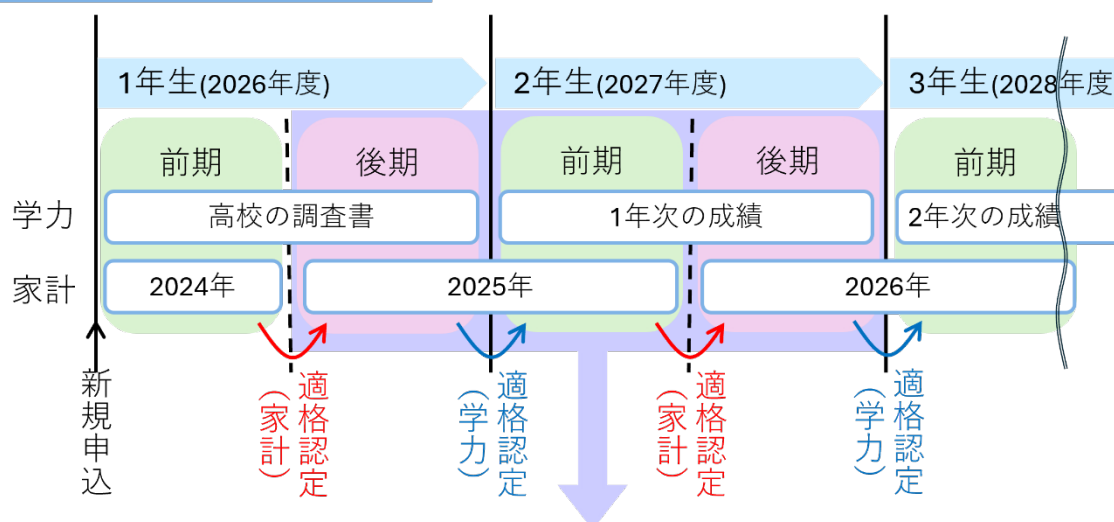
年度末に適格認定を行い、その結果は翌年度4月～3月の支援に影響します。

※採用年度は、1年生は高校の調査書、2年生以上は入学～前年度までの成績で判定します。

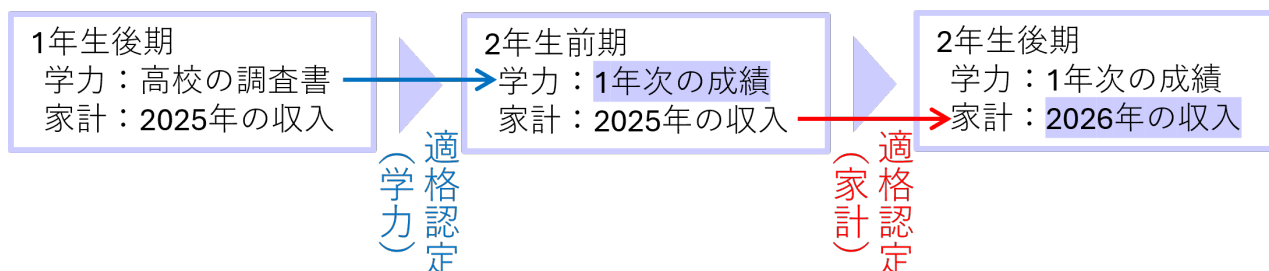
■家計（扶養状況含む）

毎年前期末に適格認定を行い、その結果は10月～翌年度9月の支援区分に影響します。

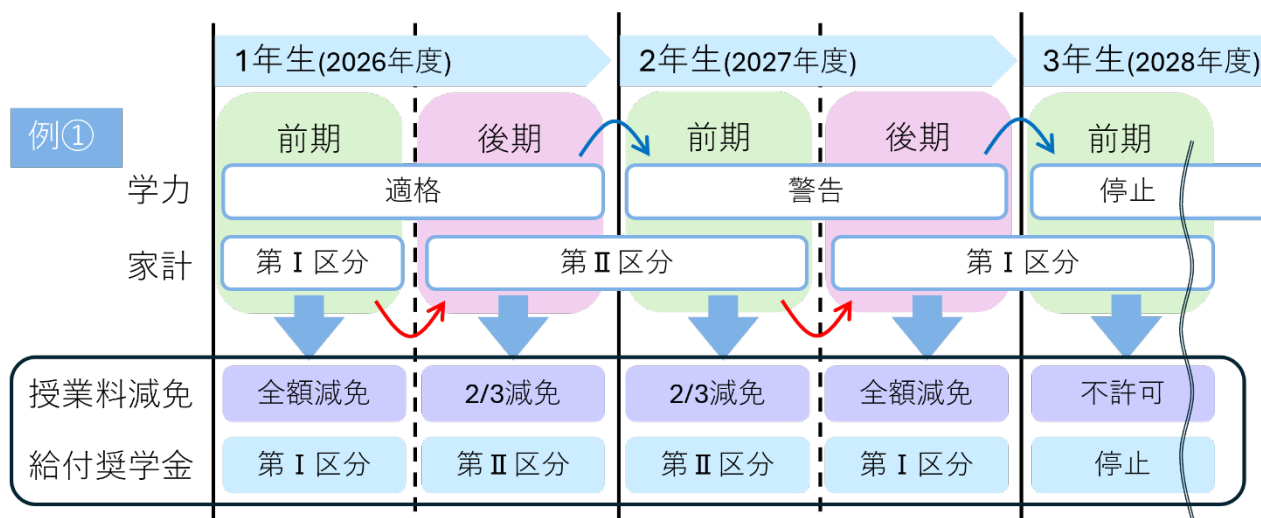
2026年度入学の1年生の場合



上図の2026年度入学の1年生の場合、1年生後期から2年生後期までの判定がどの情報に基づいて行われるのか説明します。1年生後期は、学力は高校の調査書、家計は2025年の収入・扶養状況に基づいて、支援内容が決定します。1年生の年度末に適格認定（学力）があり、2年生前期は、学力は1年次の成績、家計は引き続き2025年の収入・扶養状況に基づいて判定されます。2年生の前期末に適格認定（家計）があり、2年生後期は、学力は引き続き学部1年次の成績、家計は2026年の収入・扶養状況に基づいて判定となります。

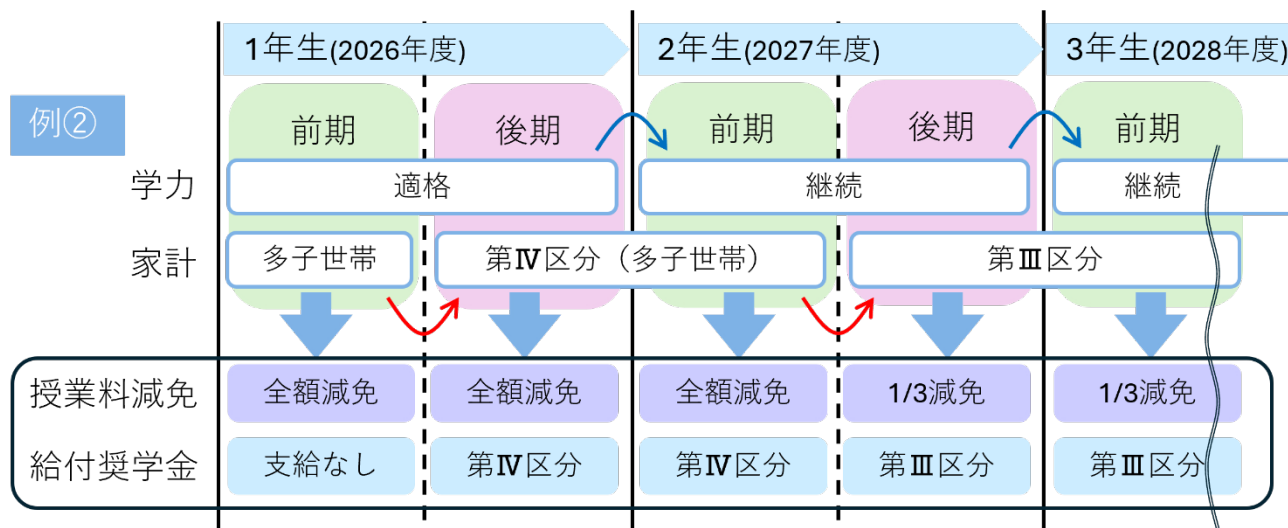


次に、実際の判定がどのように行われるか、具体例を2つあげて説明します。



例①では2年生前期（2027年度前期）の判定について説明します。学力は1年生の年度末に行われる適格認定（学力）の結果を使用します。「警告」のため、支援を引き続き受けることができます。家計は、1年生の前期末に行われた適格認定（家計）により「第Ⅱ区分」となっています。

学力は「警告」、家計は「第Ⅱ区分」であるため、授業料減免は「2/3減免」、給付奨学金は「第Ⅱ区分」の金額となります。



例②では2年生後期（2027年度後期）の判定について説明します。学力は1年生の年度末に行われる適格認定（学力）の結果を使用します。「継続」のため、支援を受けることができます。家計は、前期末に適格認定（家計）が行われ、2026年の収入に基づき「第Ⅲ区分」と判定されています。

学力は「継続」、家計は「第Ⅲ区分」であるため、授業料減免は「1/3減免」、給付奨学金は「第Ⅲ区分」の金額となります。

(5) 第一種奨学金の併給調整

給付奨学金の支援区分により、JASSO 第一種貸与奨学金の貸与月額が調整されます。第一種奨学金の貸与を受けている場合は、注意してください。第二種貸与奨学金は併給調整はありません。

【併給調整後の第一種奨学金の月額】

| 支援区分 | 多子世帯以外 | | 多子世帯 | |
|------|---------|---------|------|--------|
| | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 第Ⅰ区分 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 第Ⅱ区分 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 第Ⅲ区分 | 20,300円 | 13,800円 | 0円 | 0円 |
| 第Ⅳ区分 | — | — | 0円 | 0円 |
| 多子世帯 | — | — | 300円 | 6,300円 |

詳しく知りたい

[JASSO ホームページ](#)

(6) 自宅外通学

給付奨学金の金額は「自宅通学」「自宅外通学」のどちらに該当するかによって異なります。採用当初は全員「自宅通学」の金額が振り込まれます。「自宅外通学」に該当する場合は、自宅外通学申請届及び自宅外通学を証明する書類（賃貸借契約書の写しなど）を提出してください。審査の結果、「自宅外通学」が認められたら、給付始期に遡って「自宅外通学」の金額が振り込まれます。

■自宅外通学の定義

- ・学生本人が生計維持者と別居していること
- ・学生本人の居住にかかる家賃を学生本人または生計維持者が負担していること

※自宅外通学の詳細な要件は JASSO ホームページで確認してください。

■申込み時に自宅外通学と申告した場合

採用決定時に自宅外通学書類の提出について、案内します。

提出締切の目安：申込み時

自宅外通学の適用月：給付始期（期限までに不足なく書類を提出した場合）

■採用後に自宅外通学に変更となった場合

自宅外通学に変更となることが決まったら、所属学部に申し出てください。

提出締切の目安：自宅外通学に変更になった月の翌月下旬

自宅外通学の適用月：自宅外通学に変更になった月（期限までに不足なく書類を提出した場合）

詳しく知りたい

[JASSO ホームページ](#)

(7) 奨学生証及びスカラネット・パーソナルについて

採用が決まったら、奨学生証を配布しますので、必ず受け取ってください。奨学生証は、奨学生番号が記載されているほか、JASSO 給付奨学生であることを証明する書類です。給付奨学生の支援が終わるまで、大切に保管してください。

■スカラネット・パーソナル

在籍報告や個人の奨学金情報の閲覧できる JASSO のシステムです。奨学生証を受け取ったら、奨学生番号を確認のうえ、新規登録を行ってください。

※申込み時に作成する ID・パスワードとは別です。採用決定後に新規登録してください。

スカラネット・パーソナル

[JASSO ホームページ](#)

(8) 異動の手続きについて

次のいずれかに該当する場合は、奨学金及び授業料減免の支援を休止（停止）・復活する必要があるため、すみやかに所属学部に申し出てください。

- ・休学（すでに休止中の場合は、手続き不要）
- ・復学
- ・退学
- ・本人都合による停止（併給不可の奨学金を受給する場合、海外留学支援制度を利用する場合など）
- ・本人都合による停止の事由が解消されたことによる復活

(9) 奨学金の振込

毎月 11 日（4 月は 21 日、5 月は 16 日）に申込み時に指定した学生本人名義の口座に振り込まれます。振込日が土日祝の場合は前営業日となります。

奨学金振込日カレンダー

[JASSO ホームページ](#)